

国民経済計算体系的整備部会におけるタスクフォースの運営について（案）

平成31年1月25日
国民経済計算体系的整備部会

国民経済計算体系的整備部会（以下、「部会」という。）の下にあるタスクフォース（以下「TF」という。）は、平成30年3月22日の部会において、「国民経済計算体系的整備部会におけるタスクフォースの設置について」並びに「国民経済計算体系的整備部会におけるSUTタスクフォースの改組について」及び「国民経済体系的整備部会におけるQEタスクフォースの設置について」により設置された。

また、これらのTFの運営については、改組前のSUT-TFにおける運営方針「SUTタスクフォースの設置について」（平成29年5月30日部会、参考1）を便宜的に継続してきたところ。

もっとも、TF運営規則を明確にし、また両TFの目的に鑑み議論の経緯を詳細に明らかにする観点から（注1）、その運営規則を別紙1の4.及び別紙2の4.のとおり変更し、従前の議事概要に加え議事録も公表することとする。

なお、議事録の公表は、準備が整ったものから順に平成30年3月22日の部会決定時点にまで遡って実施する（注2）。

（注1）改組前のSUT-TFは、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成30年3月6日閣議決定。以下「第Ⅲ期基本計画」という。）における関連事項の取扱い等を審議するために設置された。基本計画に係る審議に関しては、旧基本計画部会の下に設置されたワーキンググループと同様に、

- ① 審議課程において委員による中立的な立場からの議論をより確実に担保する
- ② 審議の結論は「第Ⅲ期基本計画」という単一の最終成果物に昇華する
- ③ 「第Ⅲ期基本計画」では、具体的な課題とともに、その背景となっている大きな方向性・考え方も詳述される

の3点に鑑み、議事録の公表に代えて議事概要を公表する扱いとした。

一方、現在のSUT-TF及びQE-TFでは、実施時期等が異なる多くの課題を並行して審議しているため、単一の最終成果物を取りまとめられるわけではない。また優れて技術的な内容も多く、最終的に選択された手法の内容とともに、その選択に至った検討経緯を事後的に確認する必要が生じることも十分に考えられる。こうした確認に際して、議事録は有用と考えられる。

（注2）具体的には以下の範囲

SUT-TF：第9回（平成30年6月18日）～12回（平成31年1月23日）

QE-TF：第1回（平成30年6月25日）～3回（平成30年11月21日）

国民経済計算体系的整備部会におけるSUTタスクフォースの運営について

平成31年1月25日
国民経済計算体系的整備部会

1. 設置の目的

改組前のSUTタスクフォースは、関連する基礎統計の改善も含め第Ⅲ期公的統計の整備に関する基本的な計画における取り扱い等を効率的・集中的に審議することを目的として設置された（平成29年5月30日）ところ、平成30年3月、同計画が閣議決定されたことを踏まえ、「国民経済計算体系的整備部会におけるタスクフォースの設置について」（平成30年3月22日国民経済計算体系的整備部会）に基づき、従前のものに代わりSUTタスクフォースを次のとおり設置する。

SUTタスクフォースの扱う事項を、以下の2点とする。

- ・産業連関表の供給・使用表（SUT）体系への移行並びにそれを踏まえた国民経済計算及び関連する基礎統計の改善に係る課題
- ・上記に係る関連府省の作業状況のフォローアップ

2. 審議スケジュール

当面、TF会合を概ね3か月に2回程度開催することとし、また、適宜の時点を捉えて委員会や部会に状況等を報告する。

3. 構成員

- (1) TF座長、座長代理、所属する委員及び専門委員は、以下のとおりとする。

座長	中村 洋一（国民経済計算体系的整備部会長代理）
座長代理	宮川 努（国民経済計算体系的整備部会長）
	河井 啓希
	川崎 茂
	西郷 浩
	菅 幹雄
	宮川 幸三

- (2) TF座長は、その構成員以外の委員、臨時委員、専門委員及び審議協力者の参加を求めることができる。

4. その他、TFの運営については、「統計委員会運営規則」（平成19年10月5日統計委員会決定）第三条、第四条、第五条及び第八条の規定（第三条第三項の規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「タスクフォース」と、「委員長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。

国民経済計算体系的整備部会におけるQEタスクフォースの運営について

平成31年1月25日
国民経済計算体系的整備部会

1. 設置の目的

四半期別GDP速報推計（QE）に関しては、第Ⅲ期公的統計の整備に関する基本的な計画において、基礎統計や推計方法に関する短期的および中長期的な課題が多く掲げられている。これらについてはいずれも専門的見地からの検討が不可欠である。このため、「国民経済計算体系的整備部会におけるタスクフォースの設置について」（平成30年3月22日国民経済計算体系的整備部会）に基づき、上記の課題を効率的に審議することを目的として、QEタスクフォースを設置する。

2. 審議スケジュール

当面、TF会合を概ね3か月に1回程度開催することとし、また、適宜の時点をつかえて委員会や部会に状況等を報告する。

3. 構成員

（1）TF座長、座長代理、所属する委員並びに臨時委員及び専門委員は、以下のとおりとする。

座長	山澤 成康
座長代理	宮川 努（国民経済計算体系的整備部会長）
	北村 行伸
	西郷 浩
	関根 敏隆
	中村 洋一（国民経済計算体系的整備部会長代理）
	小巻 泰之
	斎藤 太郎
	新家 義貴

（2）TF座長は、その構成員以外の委員、臨時委員・専門委員及び審議協力者の参加を求めることができる。

4. その他、TFの運営については、「統計委員会運営規則」（平成19年10月5日統計委員会決定）第三条、第四条、第五条及び第八条の規定（第三条第三項の規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「タスクフォース」と、「委員長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。

SUTタスクフォースの設置について

平成 29 年 5 月 30 日
国民経済計算体系的整備部会

「「公的統計の整備に関する基本的な計画」に関する審議方針」（平成 29 年 2 月 23 日 統計委員会）（以下「審議方針」という。）に基づき、以下のとおり、国民経済計算体系的整備部会の下にSUTタスクフォース（以下「TF」という。）を設置する。

1. 設置の目的

統計改革推進会議（平成 29 年 5 月 19 日）において、GDP統計の基準年推計の改善に向け産業連関表の供給・使用表（SUT）体系への移行が提言されたことなどを踏まえ、産業連関表のSUT体系への移行及びGDP統計の改善に係る課題等について、関連する基礎統計の改善も含め、基本的な方針、次期基本計画における取り扱い等を、効率的・集中的に審議する。

2. 構成員

(1) TF座長、座長代理、所属する委員は、以下のとおりとする。

座長	宮川 努（国民経済計算体系的整備部会長）
座長代理	中村 洋一（国民経済計算体系的整備部会長代理）
	川崎 茂
	西郷 浩

(2) TF座長は、その所属する委員以外の委員、臨時委員・専門委員及び審議協力者の参加を求めることができる。

3. 審議スケジュール

当面、TF会合を概ね月1～2回程度開催し、以下のスケジュールで審議を行なう。

6月	検討課題の整理、審議予定の確認等
7月	関係府省等からの報告、委員からの意見提示等
8月	次期基本計画における基本的な考え方を取りまとめ、国民経済計算体系的整備部会に報告

4. その他、TFの運営については、審議方針の「（別添）基本計画部会ワーキンググループの運営について」を準用する。

統計委員会運営規則

〔平成19年10月5日〕
統計委員会決定

改正 平成28年4月26日

改正 平成30年6月29日

改正 平成30年9月28日

(総則)

第一条 統計委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、統計法（平成十九年法律第五十三号）及び統計委員会令（平成十九年政令第三百号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(開催)

第二条 委員会は、毎月一回開催することを例とするほか、必要に応じて臨時に開催できるものとする。

(会議への出席)

第三条 委員長は、幹事を委員会に出席させて意見を述べさせ、又は説明をさせることができる。

- 2 前項に定めるもののほか、国又は地方公共団体の統計主管部課の長その他の委員長が議事に関係があると認められた者は、会議に出席することができる。ただし、出席者は、委員長の許可を得なければ発言することができない。
- 3 議事に関係のある臨時委員は、委員会に出席することができない場合において、委員長の承認を受けたときは、委員会において文書によりその意見を表明し、又は議決に参加することができる。この場合において、当該臨時委員は会議に出席があったものとみなす。

(委員会の公開)

第四条 委員会は、公開とする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、委

員会に諮って、委員会を非公開とすることができる。

(議事録)

第五条 委員長は、議事の経過について、議事録を作成して委員会に報告するものとする。

- 2 議事録は、公開とする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、委員会に諮って、議事録を非公開とすることができる。
- 3 委員会の資料については、審議の途中にあるものその他公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると委員長が認めるものを除き、公開するものとする。

(評価分科会の運営)

第六条 前三条の規定(第三条第三項の規定を除く。)は、評価分科会(以下「分科会」という。)の議事について準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「分科会」と、「委員長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

(部会の運営)

第七条 第三条から第五条までの規定(第三条第三項の規定を除く。)は、部会の議事について準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、部会長は、委員会(分科会に置かれる部会にあっては、分科会)が定めるところにより、書面による議決が認められる場合には、事案の概要を記載した書面を部会に所属する委員及び臨時委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって部会の議決に代えることができる。
- 3 前二項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮

って定める。

(委任規定)

第八条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。